

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	沖縄振興関連税制の現状と課題 －特区・地域制度の活用状況を中心に－
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	441号
刊行日	2021-12-17
頁	86-103
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20211217.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

沖縄振興関連税制の現状と課題

— 特区・地域制度の活用状況を中心に —

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 沖縄振興関連税制の概要
3. 特区・地域制度に係る主な国会論議
4. 特区・地域制度の活用状況
 - (1) 観光地形成促進地域
 - (2) 情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区
 - (3) 産業高度化・事業革新促進地域
 - (4) 国際物流拠点産業集積地域
 - (5) 経済金融活性化特別地区
5. おわりに

1. はじめに

沖縄振興関連税制は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号。以下「沖振法」という。）を始めとする四つの法律¹に基づく各種の税制優遇措置であり、五つの特区・地域制度における措置とそれ以外の八つの措置に大きく分けられる。このうち、特区・地域制度は、令和 3 年度末が期限となっている沖振法に基づいて、いずれも設けられている。その期限後（令和 4 年度以降）の沖縄振興の在り方について、令和 3 年 8 月に内閣府が取りまとめた「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」では、各特区・地域制度については見直すものの、基本的にはいずれも継続するとの方向性が示されている²。そして、同

¹ その他の法律は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）。

² 内閣府「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」（令和 3 年 8 月）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/etc/kihonhoukou.pdf>〉（以下、URL の最終アクセス日は全て令和 3 年 11 月 25 日）

月末に公表された令和4年度内閣府税制改正要望でも、この方向に沿って、各制度の延長等が要望されている³。

他方、この特区・地域制度については、平成24年及び平成26年の沖振法の改正に際し、一部の制度は十分に活用されていないとの指摘が国会論議の中でなされ、平成26年の改正の際には、衆参両院における沖縄及び北方問題に関する特別委員会による法案に対する附帯決議でも、制度が企業に十分に活用され、産業集積が促進されるよう努めることや、必要に応じ制度の改善を検討することが政府に求められた⁴。

そこで、本稿では、沖縄振興関連税制の概要を確認した上で、特に特区・地域制度について、主な国会論議の論点を整理するとともに、各制度の活用状況について整理・分析を行い、最後に今後の課題について述べることとする。

2. 沖縄振興関連税制の概要

沖振法では、産業振興のための特別措置として、「観光地形成促進地域」（第6条～第11条）、「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」（第28条～第34条）、「産業高度化・事業革新促進地域（通称：産業イノベーション地域）」（第35条～第40条）、「国際物流拠点産業集積地域」（第41条～第52条）、「経済金融活性化特別地区」（第55条～第59条）の五つの特区・地域制度が規定されており、他県にはない高率の所得控除制度を始めとした各種の税制優遇措置が設けられている（図表1）。

図表1 沖縄振興関連税制（特区・地域制度）の概要

特 区		地 域	
【経済金融活性化特区】 名護市 <対象業種> 金融関連業、情報通信関連業、観光関連業、農業・水産養殖業、製造業等	【国際物流特区】 那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の5市及びうるま市・沖縄地区（知事が地区指定） <対象業種> 製造業、倉庫業、航空機整備業等	【情報通信産業振興地域】 【情報通信特区】 那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市（知事が地区指定） <対象業種> データセンター、プロバイダ、バックアップセンター、情報通信機器相互接続検証事業等	【観光地形成促進地域、産業イノベーション地域】 24市町村（知事が地域指定） <対象業種> 情報記録物の製造業、電気通信業、ソフトウェア業、コールセンター、映画・ビデオ・放送等 沖縄県内全域 <観光関連施設> スポーツ・レクリエーション、教養文化、休養、集会、販売施設 <産業イノベーション対象業種> 製造業、倉庫業、卸売業、自然科学研究所等
措置の概要			
国 税			
<所得控除(特区のみ)> 40%、10年間 ※ 特区内に本店又は主たる事務所を有すること、特区内で設立され10年以内の企業等、いくつかの要件あり	<投資税額控除(特区・地域共通)> ・機械等15%、建物等8% ※ 最長4年間繰越可能 <特別償却(特区・地域共通)※> ・機械等50%、建物等25% ※ 経済金融活性化特区、国際物流特区、産業イノベーション地域(機械等34%、建物等20%)のみ。	・保税地域の特例：許可手数料の軽減等 ※ 国際物流特区のみ ・エンジェル税制の特例 ※ 経済金融活性化特区のみ	
注) 所得控除、投資税額控除、特別償却はいずれかを選択			
地 方 税			
・事業所税：5年間対象床面積を1/2 ※ 那覇市のみ ・事業税、不動産取得税、固定資産税 県、市町村による地方税の減免措置			

(出所) 内閣府「パンフレット（概要資料）その2-2. 沖縄振興関連税制」<https://www8.cao.go.jp/okinawa/pamphlet/shinkou-2021/2021_whole_2_2.pdf>

³ 内閣府「令和4年度内閣府税制改正要望」（令和3年8月）<<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r04/zei/04zei.pdf>>

⁴ 参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会附帯決議（平成26年3月26日）<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/f350_032601.pdf>、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会附帯決議（平成26年3月12日）<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/okihoku684151FAD686548949257C9A0012BB27.htm>

また、特区・地域制度のほかに、産業振興や県民生活の向上を図る目的から、個別の税率の軽減措置や免税措置が行われている。具体的には、沖振法に基づく「沖縄型特定免税店における関税の軽減措置」(第 26 条)、「沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置」(第 27 条)、「沖縄の電力用途の石炭等に係る石油石炭税の免除」(第 65 条) 及び「沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例」(第 93 条～第 94 条)、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づく「沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置」及び「揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」(いずれも第 80 条第 1 項)、地方税法に基づく「沖縄電力株式会社が行う電力供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例」(同法附則第 15 条第 5 項)、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく「特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例⁵⁾」が設けられている(図表 2)。

図表 2 沖縄振興関連税制(特区・地域制度以外)の概要

国税	法人税	・沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例(令和4年3月31日まで) 離島において、事業者が旅館業の用に供する設備の新增設を図るための税制特別償却(建物8%)
	所得税	・特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例(令和4年3月31日まで) 沖縄県の地方公共団体等により土地が買い取られる場合の譲渡所得控除(5,000万円)
	酒税	・沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置(令和4年5月14日まで) 復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類について、酒税を軽減(泡盛は35%、ビール等は20%の軽減)
	揮発油税	・揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置(令和4年5月14日まで) 沖縄県内の揮発油の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる揮発油税・地方揮発油税の軽減(7,000円/kℓ)
	航空機燃料税	・沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置(令和4年3月31日まで) 沖縄路線の航空機燃料税の税率の特例措置(全国の路線の1/2:4,5000円/kℓ)
	石油石炭税	・沖縄の電力用途の石炭等に係る石油石炭税の免除(令和4年3月31日まで) 沖縄の発電用石炭・液化天然ガス(LNG)に係る石油石炭税の免除
	地方税	固定資産税
関税		・沖縄型特定免税店における関税の軽減措置(令和4年3月31日まで) 免税店で国内観光客に販売される商品の関税の免除

(出所) 内閣府「パンフレット(概要資料)その2-2. 沖縄振興関連税制」<https://www8.cao.go.jp/okinawa/pamphlet/shinkou-2021/2021_whole_2_2.pdf>を一部加工

これらの措置の多くの具体的な適用期間や内容等は、税制改正に係る租税特別措置法等の改正によって、延長・拡充が行われてきた。沖縄振興関連税制の適用期間については、以前は5年間とされていたが、近年の税制改正における措置の延長幅は主に2年間とされていることや⁶⁾、特区制度の適用状況や沖縄の経済状況をきめ細かく検証していくべきとさ

⁵⁾ 同法では、特定駐留軍用地等における地方公共団体等による土地の先行取得に係る制度を定めているが、税制優遇措置については、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(第34条の3、第63条の3及び4)で規定されている(同法の詳細については、拙稿「沖縄における米軍基地跡地利用の現状と課題—跡地利用特措法の活用状況の整理を中心として—」『立法と調査』No. 439(令3.10)参照)。

⁶⁾ 第192回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第3号4頁(平28.12.12)

れたことを踏まえ⁷、平成 29 年度税制改正からは、原則 2 年間又は 3 年間に短縮された⁸。その後の延長幅も、令和元年度及び令和 2 年度税制改正では、それぞれ 2 年間とされ、令和 3 年度税制改正では、沖振法の期限に合わせて 1 年間とされている⁹ (図表 3)。

図表 3 沖縄振興関連税制の措置期限の延長状況

制度名	優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1 観光地形成促進地域	沖振法 投資税額控除 (建物等 8%、機械等15%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
2 情報通信産業振興地域・特別地区	沖振法 所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等 8%、機械等15%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
3 産業高度化・事業革新促進地域	沖振法 投資税額控除 (建物等 8%、機械等15%) 特別償却 (建物等20%、機械等34%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
4 国際物流拠点産業集積地域	沖振法 所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等 8%、機械等15%) 特別償却 (建物25%、機械等50%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
5 経済金融活性化特別地区	沖振法 所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等 8%、機械等15%) エンジェル税制	金融特区					H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
6 離島の旅館業に係る減価償却の特例措置	沖振法 特別償却 (建物等 8%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
7 酒税の軽減措置	復帰特措法 酒税の軽減 (泡盛35%、ビール等20%)						H29.5.14	H31.5.14	R3.5.14		R4.5.14	
8 航空機燃料税の軽減措置	沖振法 航空機燃料税の軽減		H26.3.31				H29.3.31	R2.3.31			R4.3.31	
9 沖縄型特定免税店制度	沖振法 関税の免除						H29.3.31	R2.3.31			R4.3.31	
10 沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免除	沖振法 石油石炭税の免除						H27.3.31	R2.3.31			R4.3.31	
11 電力の償却資産に係る特例措置	地方税法 固定資産税の軽減						H27.3.31	R2.3.31			R4.3.31	
12 揮発油税等の軽減措置	復帰特措法 揮発油税等の軽減						H27.5.14	R2.5.14			R4.5.14	
13 駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除	跡地法 譲渡所得控除							R4.3.31				

※ 「沖振法」→沖縄振興特別措置法 「復帰特措法」→沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
「跡地法」→沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 「地方税法」→地方税法
(出所) 沖縄県「令和 4 年度税制改正要望の概要」(令和 3 年度第 3 回沖縄県振興推進委員会配付資料)
<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/kikaku/documents/shiryou2.pdf>>

3. 特区・地域制度に係る主な国会論議

平成 24 年及び平成 26 年の沖振法改正において、各特区・地域制度の拡充等が行われ、法案審議における議論の焦点の一つとなった。

平成 24 年の改正では、①「観光地形成促進地域」の創設(従前の「観光振興地域」を廃止)、②「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」の拡充(「専ら」要件の緩和¹⁰等)、③「産業高度化・事業革新促進地域」の創設(従前の「産業高度化地域制度」の廃止)、④「国際物流拠点産業集積地域」の創設(従前の「自由貿易地域」及び「特別自由貿易地域」を廃止)、⑤「金融業務特別地区」(以下「金融特区」という。)の拡充(「専ら」要件の緩和)といった制度の改正が行われた¹¹。

⁷ 第 192 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 3 号 19 頁(平 28.12.12)

⁸ 内閣府「平成 29 年度税制改正」(平成 28 年 12 月)<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h29/zei/29zei_2.pdf>

⁹ 内閣府「平成 31 年度税制改正要望結果」(平成 30 年 12 月)<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h31/zei/31zei_2.pdf>、同「令和 2 年度税制改正要望結果」(令和元年 12 月)<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/zei/02zei_2.pdf>、同「令和 3 年度税制改正要望結果」(令和 2 年 12 月)<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r03/zei/03zei_2.pdf>

¹⁰ 「専ら」要件の緩和は、所得控除要件のうち、専ら特区内において事業を営むとの要件を緩和し、特区内に本店又は主たる事務所を有するものとした上で、一定の要件を満たす場合には、特区外に事務所を有することを可能とするものとなっている。

¹¹ 内閣府「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案のポイント」<<https://www.cao.go.jp/houan/doc/180gaiyou.pdf>>

この際の国会論議では、従前の情報通信産業特別地区制度がほとんど活用されていない現状を踏まえ、制度の改正による同特別地区等への企業立地の促進の見込みが問われた。この点について、政府は、「専ら」要件の緩和や所得控除率の引上げ（同特別地区等における所得控除率を従前の 35%から 40%に変更）や対象事業の追加によって企業立地が進むとの期待を示すとともに、それまで制度の周知が不十分であったとして、今後、PRを進め、県や市町村と連携して企業誘致等に努めていくとの考えを示した¹²。

平成 26 年の改正では、①「経済金融活性化特別地区」の創設（従前の金融特区を廃止）、②「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」及び「国際物流拠点産業集積地域」に係る地域指定権限・事業認定権限の国から沖縄県知事への移譲などの制度改正が行われた。特に①については、従前の金融特区では対象産業を金融業に限定しており、企業の集積が十分進まなかったことから、対象産業を多様化するとともに、新たに特別償却及びエンジェル税制が設けられた¹³。

この際の国会論議では、沖縄振興における特区・地域制度の成果をどのように評価するかが問われた。この点について、政府は、過去 10 年間で一定の企業の集積は進んだとしても、各種要件がハードルとなり所得控除の認定件数が増えていないことを含めて、税制上の措置が十分使われていないとの問題意識から、平成 25 年 8 月から 9 月にかけて、製造業、金融業、情報通信産業等の 23 社（うち本土企業 18 社）からヒアリングを実施したとしている。そこでは、企業から、必ずしも大規模な進出を想定していない中で、所得控除の適用要件の一つである従業員要件（常時使用する従業員数の下限）が厳しいとして、その緩和を求める要望等がなされたことを踏まえて、政府は、この改正により金融活性化特別地区等における従業員要件の緩和¹⁴等を行うとの説明を行った¹⁵。

また、平成 29 年度税制改正において、沖縄振興関連税制における措置の適用期限の延長幅が短縮された際には、当時の鶴保内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、適用実績の乏しい制度もある中で本来であれば廃止になってもやむを得ないとの声があることに言及した¹⁶。さらに、適用実績や成果が乏しい現状を踏まえて、沖縄振興関連税制を単純延長するのではなく、廃止する又は新たな税制を設けるべきとの厳しい指摘に対して、同大臣は、企業進出は進んでいるものの、そうした企業が黒字化して特区・地域制度の便益を享受するためには一定の期間を要することや、平成 26 年の法改正で拡充、創設した制度内容の浸透が不十分であったとの説明を踏まえ、措置の延長を是認したと述べた¹⁷。

¹² 第 180 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 6 号 14～15 頁（平 24. 3. 16）、第 180 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 7 号 14 頁（平 24. 3. 28）

¹³ 内閣府「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案の概要」〈<https://www.cao.go.jp/houan/doc/186gaiyou.pdf>〉

¹⁴ この法改正に伴う沖縄振興特別措置法施行令の改正により、従業員要件については、経済金融活性化特別地区では 5 人（従前の金融特区では 10 人）、情報通信産業特別地区では 5 人（従前は 10 人）、国際物流拠点産業集積地域では 15 人（従前は 20 人）に、それぞれ引き下げられている。

¹⁵ 第 186 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 3 号 3 頁（平 26. 3. 18）、第 186 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 6 号 4～5 頁（平 26. 3. 26）

¹⁶ 第 192 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 3 号 4 頁（平 28. 12. 12）

¹⁷ 第 192 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 3 号 19～20 頁（平 28. 12. 12）

4. 特区・地域制度の活用状況

(1) 観光地形成促進地域

「観光地形成促進地域」(以下「観光地域」という。)は、沖縄のリーディング産業である観光業の持続的発展に向け、観光関連施設への投資を促進し、高い国際競争力を有する魅力ある観光リゾート地の形成を図ることを目的としている¹⁸。

沖振法に基づき、沖縄県は「観光地形成促進計画」を策定し、県全域を観光地域として指定している¹⁹。同地域内では、特例措置の対象となる「特定民間観光関連施設²⁰」を新・増設する事業者に対して、設備の取得価格が1,000万円を超える場合に、税制優遇措置が講じられている(図表4-1)。

図表4-1 観光地形成促進地域における優遇措置の概要

税制上の優遇措置【国税】		
税の種類	対象法人	内容
法人税 (投資税額控除制度) 【国税】	観光地形成促進地域内(沖縄県全域)において、対象となる観光関連施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円を超える青色申告法人	機械及び装置の取得価額の15% 建物及び附属設備、構築物の取得価額の8% } を法人税額から控除 ※取得価額の限度額:各事業年度あたりの合計20億円 ※税額控除の限度額:各事業年度あたり法人税額の20% ※4年まで繰越し可能
税制上の優遇措置【県税】		
税の種類	対象法人	内容
事業税	対象地域内において、対象となる観光関連施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円を超える法人又は個人(事業税は法人のみ)	新・増設から5年間、新・増設に係る事業税の課税免除
不動産取得税		新・増設に係る不動産取得税(土地・家屋)の課税免除 ・土地は取得の翌日から起算して1年以内に当該土地に対象施設となる家屋の建設着手があった場合のみ対象 ・申請期限…家屋は取得の日から60日以内、土地は対象施設の建築に着手した日から60日以内に県税事務所に申請すること
固定資産税 (大規模償却分)		新・増設から5年間、新・増設に係る固定資産税(大規模償却分)の課税免除
税制上の優遇措置【市町村税】		
税の種類	対象法人	内容
固定資産税	対象地域内において、対象となる観光関連施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円を超える法人又は個人	新・増設した施設に係る土地、家屋、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除 ・土地は取得の翌日から起算して1年以内に当該土地に対象施設となる家屋の建設着手があった場合のみ対象
事業所税 (那覇市のみ)	那覇市において、対象となる観光関連施設の新・増設に係る設備の取得価額が1億円を超える法人	課税対象となる事業所床面積(資産割)の2分の1を控除(5カ年間)

(出所) 沖縄県「沖縄の観光地形成促進地域税制の概要」<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/mice/seibi/documents/kannkouchikeisei_gaiyou.pdf>

これらの措置の適用実績(図表4-2)を見ると、国税(法人税(投資税額控除))については、平成28年度まで適用実績がなく、平成29年度以降は1件ずつ増えているものの、

¹⁸ 前掲注9のうち、内閣府「令和3年度税制改正要望結果」(令和2年12月)参照。

¹⁹ 沖縄県「観光地形成促進計画」(平成24年7月)<<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/mice/seibi/documents/kankoutikeiseisousinkeikaku.pdf>>

²⁰ 沖振法第8条では、同施設として、①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設、④集会施設、⑤販売施設の五つの類型が規定されている。その上で、各類型に該当する具体的な施設については、租税特別措置法施行規則(第20条の4)等において規定されており、平成26年度及び平成29年度税制改正の際には、対象施設の一部見直し等が行われている。

適用実績は依然として限られている状況にある²¹。また、地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）については、平成 28 年度以降は件数ベースで増加傾向にあるものの、その多くは固定資産税、次いで不動産取得税、事業税に係る適用実績となっており²²、那覇市のみを対象とした事業所税の適用実績はない状況が続いている²³。

図表 4-2 観光地形成促進地域における税制優遇措置の適用実績

(単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額												
国税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	15	3	53
地方税	1	3	2	5	1	1	3	2	8	36	9	16	13	20	14	20

(出所) 沖縄県「令和 4 年度税制改正要望の概要」(令和 3 年度第 3 回沖縄県振興推進委員会配付資料)

この制度の達成目標として、平成 26 年度税制改正要望では、平成 29 年度までに入域観光客数 800 万人、観光収入 7,500 億円、観光客一人当たりの平均滞在日数 4.73 日及び同県内消費額 93,750 円を達成することが掲げられた²⁴。しかし、平成 29 年度時点で、入域観光客数以外は目標に達しておらず、改めて平成 31 年度税制改正要望では、平成 33 年度(令和 3 年度)までに入域観光客数 1,200 万人、観光収入 1.1 兆円、観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日及び県内消費額 93,000 円を達成することが掲げられた²⁵。

また、この達成目標に対する測定指標として、平成 29 年度税制改正要望では、この制度を活用して設備投資を行った施設数 26 社、設備投資に伴う新規雇用者数 393 人(いずれも平成 29 年度から令和 3 年度までの累計)を達成することが掲げられた²⁶。しかし、平成 29 年度の設備投資は 1 件にとどまっており、平成 31 年度税制改正要望では、令和 3 年度までにこの制度を活用した設備投資 9 件、観光施設への来場者数 70,000 人を達成するとの指標に修正された²⁷。これらの指標の実現状況については、平成 30 年度は 2 件・159,587 人、令和元年度は 1 件・727,379 人となったことから、令和 3 年度税制改正要望では、改

²¹ 令和 2 年度についても、1 件・12 百万円(沖縄県調べ、金額は推計)となっている(財務省「令和 4 年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等)」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/cao/04y_cao_k_13.pdf>)

²² 例えば、平成 30 年度の適用実績 13 件の内訳は、固定資産税 9 件、不動産取得税 3 件、事業税 1 件となっている(沖縄県「令和 4 年度税制改正要望の概要」(令和 3 年度第 3 回沖縄県振興推進委員会配付資料)<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/kikaku/documents/shiryu2.pdf>>)

²³ 総務省「令和 4 年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項(沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等)」<https://www.soumu.go.jp/main_content/000767127.pdf>

²⁴ 財務省「平成 26 年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/request/cao/26y_cao_k_22.pdf>

²⁵ 財務省「平成 31 年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/request/cao/31y_cao_k_11.pdf>

²⁶ 財務省「平成 29 年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/cao/29y_cao_k_15.pdf>

²⁷ 前掲注 25 参照

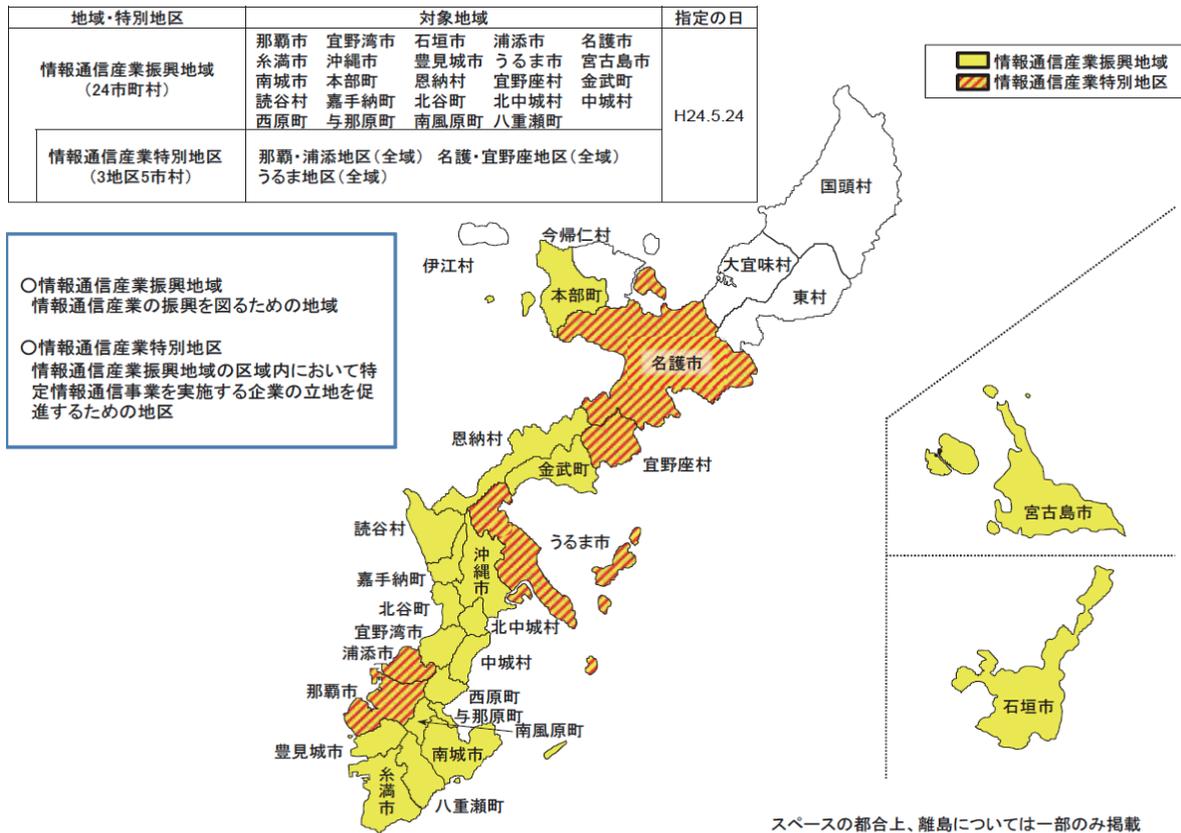
めて設備投資 8 件、来場者数 1,400,000 人（いずれも令和 3 年度までの累計）に指標が変更された²⁸。

（２）情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区

「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」は、本土から独立した電力系統と高い電力供給予備率等をいかし、情報通信関連産業の立地促進・高度化を図ることを目的としている²⁹。

平成 26 年の沖振法改正により、地域指定権限・事業認定権限が沖縄県知事に移譲されたことを受け、同年 6 月、沖縄県は「情報通信産業振興計画」を策定し³⁰、情報通信産業振興地域（以下「情報地域」という。）として 24 市町村が、情報通信産業特別地区（以下「情報特区」という。）として同地域内の 3 地区 5 市村がそれぞれ指定されている（図表 5-1）。同地域・地区内では、対象事業に対する税制優遇措置が講じられている（図表 5-2）。

図表 5-1 情報通信産業振興地域・特別地区の区域の指定状況



（出所）沖縄県ウェブサイト<<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/zyouhoutiikitokku/documents/zyouhou-gaiyou.pdf>>

²⁸ 財務省「令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長）」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/request/cao/03y_cao_k_09.pdf>

²⁹ 前掲注 9 のうち、内閣府「令和 3 年度税制改正要望結果」（令和 2 年 12 月）参照。

³⁰ 沖縄県「情報通信産業振興計画」（平成 26 年 6 月）<<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/documents/20140620keikaku.pdf>>

図表 5-2 情報通信産業振興地域・特別地区における対象事業と税制優遇措置の概要

情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区
 <p>○ 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業 主として情報を記録した物を製造する業 【事業例】 DVD、CDプレス業 等</p>	<p>① データセンター ② インターネット・サービス・プロバイダ ③ インターネット・エクスチェンジ ④ バックアップセンター ⑤ セキュリティデータセンター ⑥ 情報通信機器相互接続検証事業</p>
 <p>○ 電気通信業 主として有線、無線、その他の電磁的方式により意思、事実等の情報を送り、伝え又は受けるための手段の設置、運用を行う業 【事業例】 携帯電話・PHS事業、固定電話事業、ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)、IX(インターネット・エクスチェンジ)業、IDC(インターネット・データ・センター) 等</p>	
 <p>○ 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業 主として映画の制作を行う業又は制作及び配給の両者を行う業、並びにビデオテープを用い記録物、創作物などのビデオ制作を行う業 【事業例】 TV・ラジオ番組制作、アニメーション制作業、及びその配給業、映画フィルム複製業 等</p>	
 <p>○ ソフトウェア業 顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う業(委託開発ソフトウェア業)並びに電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う業(パッケージソフトウェア業) 【事業例】 受託開発ソフトウェア開発業(受託開発、組込み、パッケージ、ゲーム)、ソフトウェア開発コンサルタント業 等</p>	
 <p>○ インターネット付随サービス業 主としてインターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業所であって、他に分類されないもの。 【事業例】 ウェブ情報検索サービス業、インターネット・ショッピング・サイト運営業、インターネット・オークション・サイト運営業、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)、ウェブコンテンツ提供業、電子認証業、情報ネットワークセキュリティ・サービス業 ※広告の提供を目的とするものや、サーバ等の機能を主として他の事業の目的のために利用させるものは、含まれない。</p>	
	 <p>○ 放送業(有線放送業を含む) 公衆によって直接視聴される目的をもって、無線又は有線の電気通信設備により放送事業(放送の再放送を含む。)を行う業 【事業例】 TV・ラジオ放送事業(有線放送含む) 等</p>
	 <p>○ 情報処理・提供サービス業 電子計算機などを用いて委託された計算サービス(顧客が自ら運転する場合を含む)、バンチサービスなどを行う業(情報処理サービス業)、各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する業(情報提供サービス業)並びに、市場調査、世論調査等他に分類されない情報サービスを行う業(その他の情報サービス業) 【事業例】 データエントリ業、受託計算サービス業、データベースサービス業 等</p>
	 <p>○ 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品または役務に関する情報の提供を行う事業その他の法令で定める事業 【事業例】 コールセンター、BPOセンター(インハウス業務は除く)</p>

		税の種類	対象要件	優遇措置の概要
国	税	①法人税(所得控除)	平成24年5月24日以降に特区内に設立された法人で、 事業認定 を受けた青色申告法人	特別地区内で認定を受けた事業から得られた 法人所得の40% を損金に算入(設立後10年間) ※情報通信産業振興地域の 投資税額控除 との 選択制
		②法人税(投資税額控除)	対象地域内において下記の情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000万円 を超えるもの ②機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100万円 を超えるもの	
地方税	県	事業税	対象地域において下記の情報通信業務用設備を新・増設した法人	新・増設に係る事業税の課税免除(新・増設から5カ年間)
		不動産取得税	対象地域において下記の対象産業用設備を新・増設した法人	①情報通信業務に供する家屋の取得 ②上記①の家屋の敷地である土地の一部 ※上記家屋及び土地について業務に供しない部分については課税免除対象外。
	市町村	固定資産税	対象地域において下記の対象産業用設備を新・増設した青色申告法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000万円 を超えるもの ②機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が 100万円 を超えるもの	新・増設した土地、家屋及び機械・装置に課する固定資産税の5年間の課税免除
		事業所税(那覇市のみ)	那覇市において情報通信業務に供する 1,000万円以上 の機械等及び1億円を超える建物等を新設した法人	事業に係る事業所税 年度末事業所床面積(資産割)、年度末従業員給与総額(従業員割)のうち資産割の課税標準の対象床面積を5年間1/2

* ①所得控除 ②投資税額控除は選択制

(出所) 沖縄県「2020-2021 情報通信産業立地ガイド」(2020年7月) <<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/kigyoyuchi/documents/2020-p15-16.pdf>>

これらの措置の適用実績(図表5-3)を見ると、国税(所得控除、投資税額控除)の適用件数は、平成24年度から平成27年度は10件台前半、平成28年度以降は20件前後で推移している。このうち、所得控除については、適用対象が情報特区内に設立され一定の認定要件を満たして事業認定を受けた法人³¹⁾に限られており、最も適用件数が多かった平成30年度でも2件・20百万円にとどまっており、大部分は投資税額控除の適用となっている³²⁾。

地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)の適用件数は、平成24年度以降、おおむね増加傾向にある。その大部分が固定資産税、次いで事業税の課税免除となっており、不動産取得税に係る適用は限られている³³⁾。

³¹⁾ 令和2年度における事業認定件数は3件となっている(沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」(令和3年9月) <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/documents/r2_joho_houku.pdf>)。

³²⁾ 前掲注22参照

³³⁾ 平成29年度から令和元年度の各年度における適用実績は、固定資産税が100件程度、事業税が16~20件で推移している一方、不動産取得税は0~3件で推移している(前掲注22参照)。

図表 5-3 情報通信産業振興地域・特別地区における税制優遇措置の適用実績

(単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額												
国税	12	854	11	680	13	693	15	860	21	709	18	539	17	553	21	562
地方税	72	342	93	414	106	602	123	546	127	486	136	405	130	336	137	246

(出所) 沖縄県「令和4年度税制改正要望の概要」(令和3年度第3回沖縄県振興推進委員会配付資料)

この制度の達成目標として、平成26年度税制改正要望では、令和3年度までに情報通信関連企業の立地企業数を440社(平成24年度実績：263社)、立地企業による雇用者数(累計)を4.2万人(同：23,741人)とすることが掲げられた³⁴。これに対し、平成29年度時点の立地企業数は454社となり目標を達成したが、雇用者数は29,379人にとどまり、平成31年度税制改正要望では、令和3年度までに立地企業数を560社、雇用者数を4.2万人、新たにソフトウェア業における一人当たり年間売上高を1,450万円(平成28年度実績：1,379万円)とする達成目標が掲げられた³⁵。なお、これらの目標の達成状況は、令和2年度における立地企業数は496社、雇用者数は30,088人に増加する一方、平成30年度における同年間売上高は1,124万円に減少した³⁶。

また、この達成目標に対する測定指標として、平成29年度税制改正要望では、令和3年度までに、進出後に制度を活用した企業数を37社、その企業進出に伴う雇用者数を15,670人まで増加させることが掲げられた³⁷。この指標の達成状況に関しては、令和元年度(実績)は21社・6,778人、令和2年度(見込み)は18社・5,814人にとどまった³⁸。

(3) 産業高度化・事業革新促進地域

「産業高度化・事業革新促進地域」は、生産性の向上等の促進により、沖縄のものづくり産業の振興を図ることを目的としている³⁹。

沖振法に基づき、沖縄県は「産業高度化・事業革新促進計画(産業イノベーション計画)」を策定し、県全域を同地域として指定している⁴⁰。同地域内では、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を対象として、産業高度化・事業革新措置実施計画を作成・提出し、

³⁴ 財務省「平成26年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/request/cao/26y_cao_k_20.pdf>

³⁵ 財務省「平成31年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/request/cao/31y_cao_k_12.pdf>

³⁶ 沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」(令和3年9月)(URLは前掲注31参照)

³⁷ 財務省「平成29年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/cao/29y_cao_k_18.pdf>

³⁸ 財務省「令和4年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等)」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/cao/04y_cao_k_14.pdf>

³⁹ 前掲注9のうち、内閣府「令和3年度税制改正要望結果」(令和2年12月)参照。

⁴⁰ 沖縄県「産業高度化・事業革新促進計画(産業イノベーション計画)」(平成24年4月)<<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/documents/keikaku120401.pdf>>

沖縄県知事から認定を受けた企業（図表6-1）に対する税制優遇措置が講じられている（図表6-2）。

図表6-1 産業高度化・事業革新措置実施計画の認定状況

（単位：件、社）

		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
製造業等	製造業	36 (28)	34 (28)	21 (19)	37 (34)
	卸売業	4 (4)	3 (3)	1 (1)	6 (3)
	道路貨物運送業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	倉庫業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	小計	40 (32)	37 (31)	22 (20)	45 (39)
産業高度化・事業革新促進事業	自然科学研究所	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	電気業	30 (12)	24 (6)	22 (6)	9 (3)
	デザイン業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計	32 (14)	25 (7)	22 (6)	9 (3)
合計		72 (46)	62 (38)	44 (26)	54 (41)

※括弧内の数値は、企業数等を表示

※平成29年度は、1企業の1件の申請に対し2業種認定したため、業種別の企業数は42社で、全体の企業数は41社（企業別の認定件数は53件で、業種別の認定件数は54件）

※平成30年度は、1社が2業種で認定されているため、業種別の企業数は26社で、全体の企業数は25社

※令和2年度は、1社が2業種で認定されているため、業種別の企業数は46社で、全体の企業数は45社

（出所）沖縄県「令和2年度産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」（令和3年3月）

図表6-2 産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の概要

優遇項目	優遇措置の概要	対象業種
国 税 注1	①投資税額控除 県内全域において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円注2、建物及びその附属設備1,000万円注3)を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率：機械及び装置、器具及び備品 15% 建物及びその附属設備 8% (法人額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・卸売業 ・デザイン業 ・自然科学研究所 ・電気業(一定要件有) ・計量証明業 ・機械修理業(※) ・非破壊検査業(※) ※機械修理業と非破壊検査業は税制優遇措置の対象外
	②特別償却 県内全域において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円注2、建物及びその附属設備1,000万円注3)を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率：機械及び装置、器具及び備品 34% 建物及び建物附属設備 20% (所得価額の上限は20億円)	
地 方 税	法人事業税の課税免除 指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(機械及び装置、器具及び備品500万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部免除(5年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械修理業(※) ・非破壊検査業(※) ※機械修理業と非破壊検査業は税制優遇措置の対象外
	不動産取得税の課税免除 指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(1,000万円)を超える対象施設である家屋及びその敷地である土地を取得した場合、不動産取得税を一部課税免除注4	
	固定資産税の課税免除 指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間)注4	
	事業所税の課税免除 ※那覇市のみ 那覇市において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う機械装置等の取得価額が1,000万円以上で、建物等の取得価額の合計額が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算(5年間)	

注1:国税優遇措置は、①②のいずれかを選択(個人は②のみ)

注3:建物附属設備は、建物と同時取得した場合にのみ制度対象となる。

注2:器具及び備品は、専ら開発研究用その他政令で定められるものに限る

注4:土地については、取得(購入)後1年以内に建物建設に着手した場合に限る

（出所）沖縄県「2021-2022 沖縄県企業立地ガイド」（令和3年3月）

これらの措置の適用実績（図表6-3）を見ると、国税（投資税額控除、特別償却）の適用件数は、平成25年度以降おおむね30件前後で推移しており、その大半が投資税額控除となっている⁴¹。また、業種については、投資税額控除では製造業が大半を占めている一

⁴¹ 前掲注22参照

方、特別償却では年度により構成比率が異なっている⁴²。

地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の適用件数は、平成 24 年度から平成 28 年度にかけておおむね増加し、その後は 190 件前後で推移している。大部分が固定資産税、次いで事業税、不動産取得税の課税免除となっている一方、事業所税は平成 28 年度の 1 件のみと極めて限られた適用実績となっている⁴³。また、業種については、固定資産税では製造業及び電気業が、事業税では製造業がそれぞれ大半を占めている⁴⁴。

図表 6-3 産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の適用実績

(単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国税	8	230	30	707	35	440	31	438	23	317	30	629	28	374	26	439
地方税	109	222	94	978	140	1,062	163	1,075	186	1,365	190	1,194	190	637	191	423

(出所) 沖縄県「令和 4 年度税制改正要望の概要」(令和 3 年度第 3 回沖縄県振興推進委員会配付資料)

この制度の達成目標として、平成 26 年度税制改正要望では、令和 3 年までに沖縄県の製造品出荷額等を平成 24 年 (3,707 億円) 比で 1.4 倍に増加させることが掲げられ⁴⁵、その後、平成 31 年度税制改正要望では、令和 3 年までに沖縄県の製造品出荷額 (石油製品を除く) を 5,600 億円に増加させることと整理された⁴⁶。この達成状況に関して、平成 30 年における同出荷額は 4,933 億円となった⁴⁷。

また、この達成目標に対する測定指標として、平成 29 年度税制改正要望では、令和 3 年度までに、この制度を活用した企業数を 92 社、設備投資額を 360 億円まで増加させること (平成 27 年度は企業数 25 社・設備投資額 94.9 億円) が掲げられたもの⁴⁸、令和 3 年

⁴² 例えば、令和 2 年度では製造業 9 件・電気業 7 件となっているが、令和元年度では製造業 2 件・卸売業 1 件・電気業 3 件となっている (沖縄県「令和 2 年度産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」<<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/documents/r2sangyoinobejisijokyo.pdf>>、同「令和元年度産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」<<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/documents/r1sangyoinobejisijokyo.pdf>>)。

⁴³ 平成 29 年度から令和元年度の各年度における適用実績は、固定資産税が 140 件前後、事業税が 40 件前後、不動産取得税が 10 件前後で推移している (前掲注 22 参照)。

⁴⁴ 固定資産税については、令和 2 年度の 137 件のうち製造業 66 件・電気業 58 件、令和元年度の 146 件のうち製造業 81 件・電気業 47 件となっている。また、事業税については、令和 2 年度の 40 件のうち製造業 33 件、令和元年度の 39 件のうち製造業 29 件となっている (前掲注 42 参照)。

⁴⁵ 財務省「平成 26 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/request/cao/26y_cao_k_21.pdf>

⁴⁶ 財務省「平成 31 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/request/cao/31y_cao_k_13.pdf>

⁴⁷ 財務省「令和 4 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (沖縄の産業イノベーション促進地域 (仮称) (旧産業高度化・事業革新促進地域) における課税の特例措置の延長等)」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/cao/04y_cao_k_15.pdf>

⁴⁸ 財務省「平成 29 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長)」<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/cao/29y_cao_k_16.pdf>

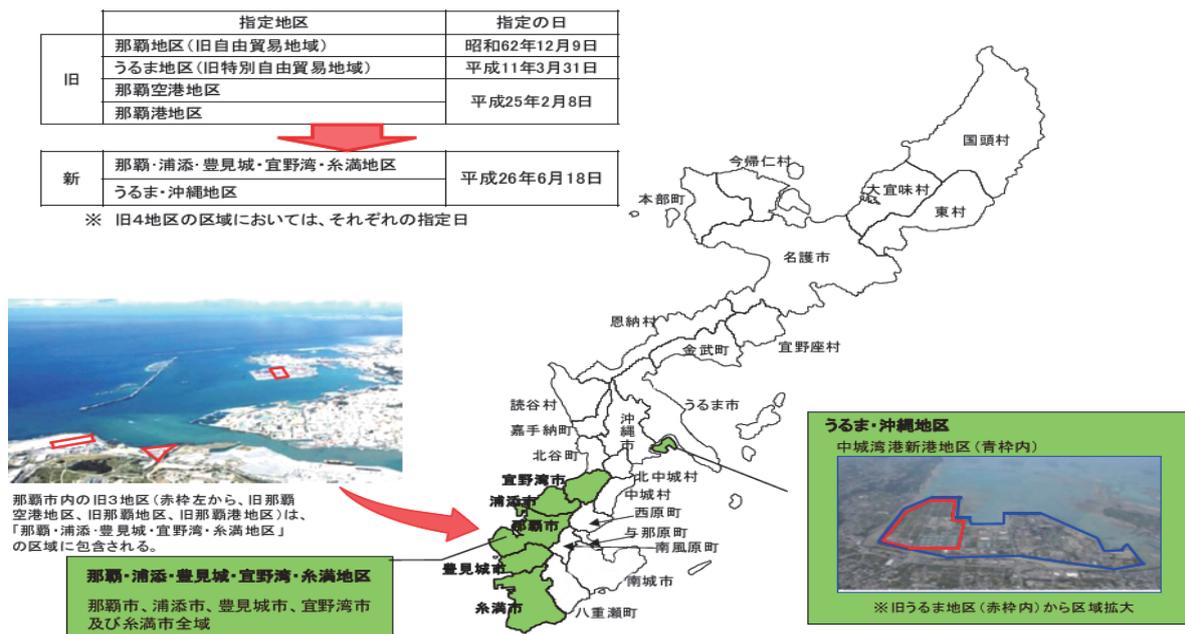
度税制改正要望では、企業数 82 社・設備投資額 320 億円に数値が下方修正された⁴⁹。この達成状況に関しては、令和 2 年度（実績）では企業数 37 社・設備投資額 99.8 億円、令和 3 年度（見込み）では企業数 29 社・設備投資額 59.1 億円となっており、指標との間には大きな乖離が生じている。この原因としては、平成 28 年度以降、事業者が経済金融活性化特別地区その他の制度を活用するようになったことや、平成 27 年度まで 100 億円規模の投資を行っていた企業の投資額が大幅に減少したことが挙げられている⁵⁰。

（４）国際物流拠点産業集積地域

「国際物流拠点産業集積地域」は、沖縄の地理的優位性をいかし、国際物流拠点を活用する臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を図ることを目的としている⁵¹。

平成 26 年の沖振法改正により、地域指定権限・事業認定権限が沖縄県知事に移譲されたことを受け、同年 6 月、沖縄県は「国際物流拠点産業集積計画」を策定し、「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」及び「うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）」の二つの区域を国際物流拠点産業集積地域として指定している（図表 7-1）⁵²。同地域内では、対象事業となる業種の企業に対する税制優遇措置が講じられている（図表 7-2）。

図表 7-1 国際物流拠点産業集積地域の指定状況



(出所) 沖縄県「国際物流拠点産業集積計画の概要について」(平成 26 年 6 月) <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/buturyutokku/documents/buturyu_keikaku_gaiyou.pdf>

⁴⁹ 財務省「令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長）」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/request/cao/03y_cao_k_11.pdf>

⁵⁰ 前掲注 47 参照

⁵¹ 前掲注 9 のうち、内閣府「令和 3 年度税制改正要望結果」（令和 2 年 12 月）参照。

⁵² 沖縄県「国際物流拠点産業集積計画」（平成 26 年 6 月）<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/buturyutokku/documents/buturyutokku_keikaku.pdf>

図表 7-2 国際物流拠点産業集積地域における対象事業と税制優遇措置の概要

① 所得控除制度(40%控除) 【条件】①特区内に本店又は主たる事務所を有する企業 ②対象地域のH26.6.18以後に特区内で設立され、10年以内の企業 ③特区内で専ら特定事業を営むこと ④常時使用従業員が15人以上であること ⑤特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%以下又は5人以下であること ※県知事が対象法人を認定	※対象事業(令和3年度以降(見込み))	
	所得控除、投資税額控除、特別償却	投資税額控除、特別償却
② 投資税額控除(機械装置15%、工場用の建物等8%)※特区内の投資が対象。限度額あり。 下限取得価額 機械装置:100万円超 (建物等は1,000万円超)	製造業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業(一定規模の貸倉庫)、左記特定国際物流拠点事業
③ 特別償却(機械装置50%、建物等25%) ※特区内の投資が対象。限度額あり。 下限取得価額 機械装置:100万円超 (建物等は1,000万円超) <①、②、③は選択制>		
④ 保税地域に係る特例措置(許可手数料の軽減、選択課税制度等) ※事業認定を受けた法人が対象		
⑤ 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等 ※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。		

(出所) 内閣府「令和3年度税制改正要望結果」(令和2年12月)

これらの措置の適用実績(図表7-3)を見ると、国税(所得控除、投資税額控除、特別償却)の適用件数は、平成27年度までは10件以下で推移していたものの、平成28年度以降、件数・金額いずれも大きく増加している。この内訳は、件数ベースでは投資税額控除が大半を占めている一方、金額ベースでは特別償却が最も多くなっている⁵³。所得控除は、対象業種が5業種に限定されていることや、事業認定、特別事業認定等を受けることが条件となっており、適用できる企業が極めて少ないことから⁵⁴、また、特別償却は、国税に係る優遇措置がいずれか一つのみを選択適用する制度であり、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が多いことから、それぞれ適用件数が少なくなっているものの⁵⁵、1件当たりの適用金額は大きくなっている。

地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)の適用件数についても、平成28年度以降、件数・金額いずれも増加している。大部分は固定資産税、次いで事業税、不動産取得税に係る課税免除となっており、事業所税に係る適用実績は極めて少ない状況にある⁵⁶。

図表 7-3 国際物流拠点産業集積地域における税制優遇措置の適用実績

(単位:件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国税	2	28	2	13	5	23	8	136	16	176	38	503	52	808	59	1,277
地方税	21	43	24	11	31	20	34	23	37	26	79	87	172	239	179	339

(出所) 沖縄県「令和4年度税制改正要望の概要」(令和3年度第3回沖縄県振興推進委員会配付資料)

⁵³ 令和元年度の適用実績は、所得控除3件・182百万円、投資税額控除47件・215百万円、特別償却9件・880百万円となっている(前掲注22参照)。

⁵⁴ 令和2年度における事業認定は13社、特別事業認定は4社(沖縄県「令和2年度国際物流拠点産業集積計画の実施状況について」(令和3年9月)<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/buturyu_tokku/documents/r2butsuryu_houkokusyo.pdf>)。沖振法第43条では、主務大臣(内閣総理大臣及び経済産業大臣)による事業認定が、保税地域に係る特例措置を受ける条件となっている。その上で、同法第44条及び同法施行令第21条では事業認定を受けたもののうち、一定の要件(従業員数要件(15人)、「専ら」要件)に該当し、沖縄県知事から特別事業認定を受けることが、所得控除を受ける条件となっている。

⁵⁵ 財務省「令和4年度税制改正(租税特別措置)要望事項(沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等)」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/cao/04y_cao_k_16.pdf>

⁵⁶ 令和元年度の適用実績は、固定資産税131件・191百万円、事業税30件・53百万円、不動産取得税15件・94百万円、事業所税3件・1.1百万円となっている(前掲注22参照)。

この制度の達成目標として、平成 26 年度税制改正要望では、令和 3 年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を 260 社（平成 24 年度実績：50 社）、同産業の雇用者数を 5,400 人（同：699 人）とすることが掲げられた⁵⁷。この達成状況に関しては、令和 2 年度における企業数が 238 社となる一方⁵⁸、平成 30 年度における雇用者数は 3,152 人とどまった⁵⁹。

また、この達成目標に対する測定指標として、平成 29 年度税制改正要望では、令和 3 年度までに本制度の税制を活用した企業数を 30 社、それら企業の雇用者数を 870 人まで増加させることが掲げられた⁶⁰。この達成状況に関しては、企業数は、平成 29 年度に 38 社、令和元年度に 59 社となったものの、令和 2 年度には 19 社に落ち込んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動停滞の影響が指摘されている⁶¹。また、雇用者数は、平成 30 年度は 676 人まで増加したが、令和元年度には 416 人に減少した⁶²。

（５）経済金融活性化特別地区

「経済金融活性化特別地区」（以下「経金特区」という。）は、「産業」と「金融」の相乗効果により沖縄の経済・金融の活性化の促進を図ることを目的としている⁶³。

経金特区について、沖振法では、国の責任において多様な産業を総合的に集積することを目的として一地区に限定していること等から、沖縄県の申請に基づいて国が指定することとしており、平成 26 年 4 月、法改正前の金融特区と同様、名護市が指定された⁶⁴。

また、同法では、沖縄県が経金特区における対象産業及び措置の内容等を含む「経済金融活性化計画」を定め、国の認定を申請することとしており、平成 26 年 7 月、同計画が認定されており⁶⁵、同特区では対象産業に係る事業に対して、税制優遇措置が講じられている（図表 8－1）。

⁵⁷ 財務省「平成 26 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充）」〈https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/request/cao/26y_cao_k_19.pdf〉

⁵⁸ 前掲注 55 参照

⁵⁹ 財務省「令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長）」〈https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/request/cao/03y_cao_k_12.pdf〉

⁶⁰ 財務省「平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長）」〈https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/cao/29y_cao_k_17.pdf〉

⁶¹ 前掲注 55 参照

⁶² 前掲注 59 参照

⁶³ 前掲注 9 のうち、内閣府「令和 3 年度税制改正要望結果」（令和 2 年 12 月）参照。

⁶⁴ 内閣府「沖縄振興特別措置法に基づく経済金融活性化特別地区の指定について」（平成 26 年 4 月 10 日）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2014/0410.pdf>〉

⁶⁵ 内閣府「経済金融活性化計画の認定について」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2014/0707.pdf>〉。なお、令和 3 年 3 月には対象産業の見直しに伴う同計画の変更が認定された（沖縄県「経済金融活性化計画」（令和 3 年 3 月 31 日内閣総理大臣変更認定）〈<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chosei/kikaku/documents/keikinhenkoukeikaku.pdf>〉）。

図表 8-1 経済金融活性化特別地区における対象産業と税制優遇措置の概要

- 地区：名護市（H26.4.10指定）
 - 対象産業：金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業
 - 優遇措置＜①、②、③は選択制＞
 - ① 所得控除制度（40%控除）
 - 【条件】（1）特区内に本店又は主たる事務所を有する法人
 - （2）H26.4.10以後に特区内で設立され、10年以内の法人
 - （3）特区内で常時使用する地元従業員が5人以上
 - ※特区内での雇用が増加するほど税制メリット大
 （所得控除額＝所得金額×40%×特区内従業員数／全従業員数）
 - ※県知事が対象法人を認定
 - ② 投資税額控除（機械装置・器具備品15%、建物等8%）※特区内の投資が対象。限度額あり。
 下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）
 - ③ 特別償却（機械装置・器具備品50%、建物等25%）※特区内の投資が対象。限度額あり。
 下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）
 - ④ エンジェル税制
 県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象
 本特区版は要件が大幅緩和：設立10年以内（通常は設立後5年未満）、赤字要件無し等
 - ⑤ 事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除 ※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。
- （出所）内閣府「令和3年度税制改正要望結果」（令和2年12月）



これらの措置の適用実績（図表8-2）を見ると、国税（法人税（所得控除、投資税額控除、特別償却）、所得税（エンジェル税制⁶⁶））では、平成26年度の制度創設後、平成27年以降に6～7件で推移しており、適用実績は依然として限られた状況にある。投資税額控除が最も多く、次いで所得控除、特別償却となっており⁶⁷、本制度創設時の目玉の一つとされたエンジェル税制の適用実績がない状況が続いている。

地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の適用件数については、平成28年度以降、徐々に増加傾向にある。この内訳については、固定資産税の課税免除が最も多く、次いで事業税、不動産取得税の課税免除となっている⁶⁸。

図表 8-2 経済金融活性化特別地区における税制優遇措置の適用実績

（単位：件、百万円）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額								
国税	0	0	0	0	0	0	4	99	6	144	7	55	8	354	7	138
地方税	2	1	2	7	2	8	2	20	8	18	11	23	17	29	23	83

※平成25年度までは金融特区の実績

（出所）沖縄県「令和4年度税制改正要望の概要」（令和3年度第3回沖縄県振興推進委員会配付資料）

この制度の達成目標として、平成26年度税制改正要望では、令和3年度までに経金特区内進出企業数を30社（平成24年度実績（金融特区）：15社）、同企業の雇用者数を770人（同：490人）とすることが掲げられた⁶⁹。その後、平成29年度には企業数42社、雇用者数1,082人となったことから、平成31年度税制改正要望では、金融及び情報関連企業数を65社（うち金融関連30社、情報関連35社）、同企業の雇用者数を1,694人（うち金融関

⁶⁶ 一定の要件を満たすことについて沖縄県知事の指定を受けた法人に投資を行った個人に対する優遇措置。

⁶⁷ 令和元年度の適用実績は、所得控除2件・33百万円、投資税額控除4件・102百万円、特別償却1件・3百万円となっている（前掲注22参照）。

⁶⁸ 令和元年度の適用実績は、固定資産税16件・45百万円、事業税5件・15百万円、不動産取得税2件・23百万円となっている（前掲注22参照）。

⁶⁹ 財務省「平成26年度税制改正（租税特別措置）要望事項（沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充）」〈https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/request/cao/26y_cao_k_10.pdf〉

連 770 人、情報関連 924 人)、製造品出荷額 520 億円 (平成 28 年実績 : 412.8 億円)、入込客数 819 万人 (同 : 563 万人)、農業産出額 91 億円 (平成 28 年度実績 : 73 億円)、漁業生産量 594 トン (同 : 330 トン) とする達成目標が掲げられた⁷⁰。この目標の達成状況に関しては、令和 2 年度における金融及び情報関連企業数は 48 社 (うち金融関連 15 社、情報関連 33 社)、同企業の従業員数は 1,173 人 (うち金融関連 531 人、情報関連 642 人) となっている。特に金融関連の企業数は平成 26 年度以降、15 社前後で推移しており伸び悩んでいるほか、従業員数も令和元年度から令和 2 年度にかけて金融関連で横ばい、情報関連で減少した。また、製造品出荷額 (平成 30 年度) は 451 億円、入込客数は令和元年度で 646 万人、新型コロナウイルス感染症の影響が本格化した令和 2 年度で 309 万人、農業産出額 (令和元年度) は 62 億円、漁業生産量 (平成 30 年度) は 280 トンとなった⁷¹。

また、この達成目標に対する測定指標として、平成 29 年度税制改正要望では、進出後に税制を活用した企業数を 22 社 (平成 27 年度実績 : 2 社)、企業進出に伴う雇用者数の増加 (同 : 34 人) を 374 人とすることが掲げられた⁷²。この指標の達成状況に関しては、令和 2 年度における企業数は 9 社、雇用者数は 301 人となっており⁷³、特に税制を活用する企業数が伸び悩んでいる状況にある。

5. おわりに

沖縄振興関連税制における特区・地域制度の税制優遇措置の活用状況を整理すると、国際物流拠点産業集積地域では、特に平成 28 年度以降、大幅に増加している一方、情報地域・情報特区及び産業高度化・事業革新促進地域では、一定程度の増加はあったものの、近年では伸び悩んでいる状況にある。また、経金特区では、平成 27 年度以降、やや増加傾向にあるものの、観光地域と併せて、全体としては低調な活用状況が続いている。

こうした特区・地域制度に関する評価として、内閣府は、地元の実情に応じた創意工夫が図られたかという視点から、県の産業振興公社にワンストップ相談窓口が設置されたことに伴って、相談、適用件数のいずれも増加し企業立地が進展したとしている。また、適切な効果検証がなされたかという視点から、税制優遇の仕組みの相談件数や適用件数が低水準で推移してきたことを踏まえて、現在では主体的、積極的に制度の周知に取り組む団体が 7 割を超えている状況であり、周知の在り方についての見直しがなされてきたとしている⁷⁴。

⁷⁰ 財務省「平成 31 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長)」〈https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/request/cao/31y_cao_k_05.pdf〉

⁷¹ 財務省「令和 4 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長等)」〈https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/cao/04y_cao_k_07.pdf〉

⁷² 財務省「平成 29 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長)」〈https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/cao/29y_cao_k_07.pdf〉

⁷³ 前掲注 71 参照

⁷⁴ 内閣府「第 15 回沖縄振興審議会総合部会専門委員会議事録」(令和 2 年 7 月 6 日) 8~9 頁〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryousingikai/senmoniinkai/15/gijiroku15.pdf>〉

しかしながら、令和4年度以降の沖縄振興において、特区・地域制度を継続していく上では、制度の効果や存在意義について、これまでの成果等を踏まえて、以下のような点にも留意しつつ、より詳細に検証していく必要があると考えられる。

第一に、特区・地域制度の効果に関して、各制度では政策目標が掲げられ、新型コロナウイルス感染症拡大前の時点で、一部は順調に達成してきたものもある一方、目標には達していないものも多い状況にある。さらに、それらの政策目標に対する各制度の効果を図る測定指標についても同様の状況にある。したがって、制度の効果を高めていく上では、制度を実際に利用する企業にとっての使い勝手やインセンティブも含めて、政策目標や測定指標が十分に達成できなかった部分の理由や原因をより深く検証していく必要があると考えられる。

第二に、第一の点と関連して、設定した測定指標自体が、政策目標の達成への寄与の度合いを測るために適当なものとなっているのかという点がある。例えば、観光地域については、測定指標の一つである制度を活用した設備投資の件数が低調な状況であったが、政策目標の一つである入域観光客数は新型コロナウイルス感染症拡大前までは堅調に推移するなど、政策目標と測定指標の達成状況が連動していない状況にある。

加えて、測定指標で掲げられた設備投資の件数は、あくまで過去の実績を踏まえた数値設定で、年平均でみれば3～5件程度となっており、この指標が達成されたとしても、そもそも適用件数の限られた観光地域が入域観光客数の増加に大きく寄与したとは考えにくく、内閣府自身、適用対象となるアミューズメント施設や商業施設等の集客施設の立地がそれほど進展しなかったことを認めている⁷⁵。したがって、制度の効果をより適切に測る上では、政策目標との間にある程度十分な因果関係が認められる形で測定指標が設定される必要があると考えられる。

第三に、制度の存在意義に関して、沖縄県全域を対象地域としているにもかかわらず、活用が比較的低調な観光地域や、平成26年の沖振法改正による創設後、いまだ適用実績のない経金特区のエンジェル税制等について、制度の利用促進に向けて、こういった要因でそうした状況にあるのかということを検証していくと同時に、そもそもどの程度のニーズ、必要性があるのかということも改めて検証していく必要もあると考えられる。

その上で、今後、新型コロナウイルス感染症により大きく影響を受けた沖縄経済を回復させていく中で、特区・地域制度を効果的に活用し、沖縄振興により資するものにしていくためには、この制度単体での運用ではなく、各産業の振興に係る施策と連動させて、企業の立地・投資の促進と沖縄の経済成長の循環を図っていく視点と取組が、より一層求められている。

(ふじう しょうじ)

⁷⁵ 前掲注74、8頁